

第 22 回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第 22 回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
暖かくなり桜が満開になりました。

事務局長 : ありがとうございました。
まず、新年度になり事務局体制に変更がありましたのでご報告いたします。

<令和 7 年度事務局体制について説明>

それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。
なお、議案第 1 号番号 1 については、10 番委員が利害関係者となるため、一
時退席をお願いいたします。

<10 番委員は一時退席>

事務局 : 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

番号 1 令和 7 年 3 月 17 日受付

この申請は農業用倉庫および進入路への農地転用です。農業用施設になるので
青地農地のままでの転用です。

<議案第 1 号番号 1 の内容について説明>

<10 番委員は席に戻る>

事務局 : 次に議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

番号 1 令和 7 年 3 月 12 日受付

この申請は使用貸借による露天駐車場用地への農地転用です。

<議案第 2 号番号 1 の内容について説明>

次に番号 2 令和 7 年 3 月 18 日受付

この申請は、使用貸借による一般住宅用地への農地転用です。

<番号2の内容について説明>

次に番号3 令和7年3月19日受付

この申請は、売買による太陽光発電用地への農地転用です。

<番号3の内容について説明>

番号4 令和7年3月19日受付

この申請は、売買による一般住宅用地への農地転用です。

<番号4の内容について説明>

次に番号5 令和7年3月19日受付

この申請は、使用貸借による一般住宅用地への農地転用です。

<番号5の内容について説明>

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。

会長 : 番号3について、大阪の会社ということだが近くに支店等はあるのか。管理は問題なく行えるのか。

事務局 : 熊谷市に関連会社の営業所があり、そこから管理をしようとしている。申請書には、「年間2~3回草刈りをする、除草剤は使わない」と記載がある。

齊藤委員 : 除草剤は使ってもいいが草対策をしっかりして荒れないようにしてもらいたい。

新井委員 : この会社は外国人の経営か。

事務局 : 添付資料によると、少なくとも代表者は日本人と思われる名前である。

部会長 : それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。
では議案第 1 号 番号 1 については、利害関係人の 10 番委員は退席をお願いいたします。

<10 番委員は一時退席>

では、議案第 1 号 番号 1 についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響はないと判断できるので、部会としては、許可相当といたします。

<10 番委員は席に戻る>

次に、議案第 2 号 番号 1 についてご意見をお願いいたします。

齊藤委員 : 盛土の量と盛土の高さはどうなる予定か。

事務局 : 申請書からは不明である。

下田委員 : 北の土地との境界はどうなるのか。擁壁を設置するのか。しない場合は土砂流出の対策は何かするのか。

事務局 : 申請書からはわからない。

齊藤委員 : 申請地は接道部分に落差があるが、どの位置から出入りするのか。

事務局 : わからない。

下田委員 : 必要性に疑問がある。譲受人は五料在住だが南玉に土地を必要としているのか。使用貸借で他人に土地を提供するのも不自然だ。

事務局 : 譲渡人は令和 5 年に 3 条で農地を購入している。付近を何度か通って確認しているが、3 条申請の際に記載のあった作物の栽培や農業は行われていない。登記・転売目的ではないかとの疑念もあると思うが、本件に関しては「農地転用 5 条申請が適切か否か」という観点で議論いただきたい。必要性については確認できていない。

部会長 : この件に関しましては、申請にあたっての必要な情報が足りず、判断しかねる

ので、いったん保留とし、申請者に質問をして回答を得てから審議したいという結論でいかがでしょうか。

(異議なし)

では、総会でそのように報告します。

次に、議案第2号 番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周囲を生垣に囲まれていて独立した農地となっており、周りの農地には影響はないと考えられ、部会としては許可相当といたします。

次に、議案第2号 番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、議案第2号 番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、議案第2号 番号5についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第 22 回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
前橋で豚熱が 4 月 4 日に発生しました。約 7,000 頭。防疫作業中です。

事務局 : ありがとうございました。
まず、新年度になりまして事務局体制に変更がありましたのでご報告します。

<令和 7 年度事務局体制について説明>

それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は 11 名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 8 番 町田 委員 10 番 齊藤 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第 1 号について事務局より説明をお願いいたします。
なお、議案第 1 号については 10 番委員が利害関係人になりますので、10 番委員は一時退席をお願いいたします。

<10 番委員は一時退席>

事務局 : 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

番号 1 令和 7 年 3 月 17 日受付

この申請は農業用倉庫および進入路への農地転用です。農業用施設になるので
青地農地のままでの転用です。

<議案第 1 号番号 1 の内容について説明>

以上で議案第 1 号 番号 1 の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第 1 号 番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響はないと判断できるので、

部会としては、許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

<10番委員は席に戻る>

議長：次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年3月12日受付

この申請は使用貸借による一般住宅用地への農地転用です。

<議案第2号番号1の内容について説明>

以上で議案第2号 番号1の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第2号 番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長から願います。

部会長： この件に関しましては、申請にあたっての必要な情報が足りず判断しかねると
いうことで、保留とし、申請者に質問をして回答を得てから審議するべきとい
う結論になりました。具体的には、盛土の計画や土砂の流出入対策、出入口、
譲受人のこの場所での土地の必要性などの情報が足りず、土地利用計画図もも
っと詳細なものがあると良いとの議論がありました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、特に意見が無ければ、部会の判断のとおり番号1について

は**保留**とし、不明な点について申請人に質問をし、回答を受けてから次回審議するということによろしいでしょうか。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり**保留**といたします。

事務局は本日出た意見について申請人に照会を行ってください。

議 長 : 次に、議案第2号 番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号 番号2について説明いたします。

次に番号2 令和7年3月18日受付

この申請は、使用貸借による一般住宅用地への農地転用です。

<番号2の内容について説明>

以上で議案第2号 番号2の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第2号 番号2について審議を行います。

この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周囲を生垣に囲まれていて独立した農地となっており、周りの農地には影響はないと考えられ、部会としては**許可相当**と判断しました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に、議案第2号 番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号 番号3について説明いたします。

次に番号 3 令和 7 年 3 月 19 日受付

この申請は、売買による太陽光発電用地への農地転用です。

<番号 3 の内容について説明>

以上で議案第 2 号 番号 3 の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第 2 号 番号 3 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、年間通した雑草管理に懸念があるものの、周りの農地には影響が少ないとみられ、部会としては許可相当と判断しました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

齊藤委員 : 除草管理はしっかりやって荒れないようにしてもらいたい。

議 長 : よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 3 について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 3 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議 長 : 次に、議案第 2 号 番号 4 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 2 号 番号 4 について説明いたします。

番号 4 令和 7 年 3 月 19 日受付

この申請は、売買による一般住宅用地への農地転用です。

<番号 4 の内容について説明>

以上で議案第 2 号 番号 4 の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第 2 号 番号 4 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可
相当といたします。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長：次に、議案第2号 番号5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号 番号5について説明いたします。

番号5 令和7年3月19日受付

この申請は、使用貸借による一般住宅用地への農地転用です。

<番号5の内容について説明>

以上で議案第2号 番号5の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第2号 番号5について審議を行います。

この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長から願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては**許可相当**といたします。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

齊藤委員：この案件は土地利用計画図に排水の浸透柵や排水路が記載してある。これが正確な図面で、他の案件も同様に排水経路や浸透柵の記載をさせたほうが良い。

議長：他にはよろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号5について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号5は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

以上で議案第2号を終了いたします。

議 長 : 次に、議案第3号 3月総会の保留案件(照会事項の回答)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第3号について説明いたします。3月の総会で審議し、保留となった案件について、総会の中で出た質問について代理人に質問をいたしました。その回答について説明いたします。

<確認事項と回答内容について説明>

結論としまして、東の2筆を同時に転用申請することですべての問題が解決になるので、準備が整い次第転用申請を行うのでそれまで保留状態とし、その際に併せて今回の申請地についても審議してほしいとのことです。

議 長 : それでは、本件に関しご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見無し)

議 長 : それでは、本件については引き続き保留とし、東の2筆の転用申請がされた時点で併せて審議するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議案第3号については別件転用申請があるまで引き続き保留といたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。相続で4件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。1件受理しております。

報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告いたします。7件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質疑応答>

それでは、報告事項について終了とします。

議長：続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○令和7年度農業委員会事務局体制について（冒頭説明）【平野課長】

・異動状況の説明

○令和7年度 町の主な農業施策について【平野課長】

・別紙資料あり

○令和7年度最適化目標の設定について【村田係長】

・別紙資料あり

○農業委員会だよりについて【村田係長】

・1部配布あり

○たまねぎじゃがいもの管理について【村田係長】

・4月8日午前にマルチ破りと草取りの作業

○米の需給見通しについて【松浦会長】

・別紙資料あり

議長：以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。